

令和4年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（令和4年3月8日）

議事日程（第2号）	31
日程第1 一般質問	33
1. 藤本英樹 議員	33
2. 榎木憲法 議員	40
3. 今西利行 議員	46
4. 宇佐美まり 議員	57
5. 山本 精 議員	66
6. 森山高広 議員	70

令和4年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年3月8日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 藤本英樹 議員
2. 榎木憲法 議員
3. 今西利行 議員
4. 宇佐美まり 議員
5. 山本 精 議員
6. 森山高広 議員

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	浅田 晃弘	議員
	2番	原田 周一	議員
	3番	宇佐美 まり	議員
	4番	山本 精	議員
	6番	上野 雅央	議員
	7番	藤本 英樹	議員
	8番	森山 高広	議員
	9番	馬場 哉	議員
	10番	榎木 憲法	議員
	11番	今西 利行	議員

1. 欠席議員 5番 山内 実貴子 議員

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷 信夫 君
副町	長	山下 康之 君

教 育 長	奥 村 博 巳 君
都 市 整 備 政 策 監	星 野 欽 也 君
総 務 担 当 理 事	奥 谷 明 君
健 康 福 祉 担 当 理 事	黒 川 剛 君
建 設 事 業 担 当 理 事	垣 内 清 文 君
教 育 次 長	野 田 泰 生 君
総 務 課 長	青 山 公 紀 君
企 画 財 政 課 長	村 山 和 弘 君
建 設 環 境 課 長	谷 出 智 君
学 校 教 育 課 長	馬 場 浩 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	矢 野 里 志 君
庶 務 係 長	太 田 智 子 君

---

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

本日、山内実貴子議員から欠席の申出があり、これを許可しております。

ただいまの出席議員数は11名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（谷口 整） 日程第1、一般質問を行います。

なお、山内実貴子議員から一般質問の通告があり、通告順位2番としておりましたが、欠席届が出されておりますので、会議規則第61条第4項の規定に基づき、山内実貴子議員の一般質問は行いません。

なお、本定例会の一般質問より、町議会ホームページにおいて録画による動画配信を後日実施をいたしますので、お知らせをいたします。

それでは、通告順に質問を許します。藤本英樹議員の一般質問を許します。藤本議員。

○7番（藤本英樹） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議席番号7番、藤本英樹でございます。通告に従いまして、3月定例会の一般質問を行いたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症も、日本では昨年12月下旬までは大幅に感染者数が減少し、このまま終息に向かうかと思いきや、世界で感染拡大を見せたオミクロン株が一月に入り日本でも感染拡大し、その影響で第6波に見舞われ、感染者数も急増いたしました。

以前のデルタ株などと比べてみましても、感染者数が爆発的に増大した結果、死亡者数も増加しております。まだまだ予断を許さない状況が続いている中、3回目のワクチン接種につきましても、高齢者から順次、順調に実施していただいていることに感謝申し上げます。

そのような中、厳しかった町長選挙から、はや1年が経過いたしました。町長は選挙公約として、「道路ネットワーク（宇治田原山手線の整備）」、「信頼回復（職員モラル向上とコンプライアンス遵守の徹底）」、「コロナ対策（スピード感ある経済支援と感染防止支援）」、「行財政改革（将来を見据えた持続可能な行財政基盤の構築）」の4つの柱をマニフェストに掲げられ、逆風が吹き荒れる中、見事に3選目を果たされました。

今回は、選挙時に掲げられましたマニフェストの中から2点質問したいと思います。

まず、道路ネットワークについてですが、宇治田原山手線整備事業については、令和3年6月議会一般質問で町長の山手線早期実現に向けた熱い思いをお聞かせいただきました。

西脇知事が府議会一般質問の答弁で、「未着手区間についても切れ目なく整備を進める」と答弁をいただいたことを受け、本年度に新庁舎から国道307号の宇治田原小学校前までの事業着手に向けた準備調査費を計上いただきました。

そして、来週3月16日に京都府公共事業評価に係る第三者委員会において、事前評価が実施される運びとなっているところでございます。

この事前評価では、事業化の前提となる事業の必要性、有効性、効率性などが検証され、妥当であれば事業化に向けて進む、いわばゴーサインとなるものです。

町長を先頭に、宇治田原町住民の熱い思いが事前評価で妥当性が検証され、事業化を実現させるものと確信しております。

今の宇治田原町にとって最も必要なのは、新名神高速道路を中心とした道路ネットワークの構築だと思っております。一日でも早い山手線全線開通に向け、京都府における事業化を待ちわびている町長の今のお気持ちをお聞かせください。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましておはようございます。

本日より一般質問2日間、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、藤本議員の宇治田原山手線整備状況についてお答えを申し上げます。

宇治田原山手線につきましては、新名神高速道路への好アクセス条件を最大限に活かし、さらなる交流の活発化や新たな産業立地を図り、町の賑わい、活力を創出し、持続的な発展につなげるため、全線の早期完成が不可欠であります。

ご承知のとおり、現在の国道307号は、朝夕の通勤時間帯におきましては恒常的に渋滞をしておるところでございます。また、平成25年9月の台風18号では、法面崩落によりまして、全面通行止めとなったところでございます。国道307号がひとたび寸断されれば、町内はもとより、周辺市町の住民生活や企業活動に重大な影響が及びます。

日常生活の利便性向上から災害時のリダンダンシー機能の確保まで、宇治田原山手線整備は本町の最重要施策であり、宇治田原町住民にとっての悲願であります。ようやく私の一丁目一番地の施策であります宇治田原山手線全線完成の道筋が見えてきたと実感

をしておるところでございます。

残る未整備区間の事前評価は、事業実現に向けた最大の重要ポイントであります。事前評価において、事業の妥当性を検証され、これを受けて、来年度から事業化されることを心より痛切に願っておりますが、これが最終目標ではなく、宇治田原山手線の早期完成、そして道路ネットワークの構築により、新たなまちづくりが進み、まちの活性化を強力に推進することが私の使命と考えておるところでございます。

今後、政治生命をかけて宇治田原山手線をはじめとするまちづくり、また活力あるまちづくりに誠心誠意取り組んでまいりますので、ご理解とご協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 町長の一丁目一番地の施策である宇治田原山手線にかける熱い思いを改めて実感いたしました。

では、今日までいろいろと京都府と協議を重ねていただき、ご尽力賜ってまいりました星野都市整備政策監にも、よろしければ現在の心境をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷口 整） 星野都市整備政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 本町にお世話になりまして早2年が過ぎようとしていますが、この間、宇治田原山手線の整備促進と新名神のインパクトを活用したまちづくりを進めるべく、京都府と協議、調整を重ねてきたところでございます。

先ほども議員のほうからご質問のありました3月16日に事前評価が予定されているところでございますが、私も町長と全く同じ気持ちでございまして、この日を一日千秋の思いで今まで仕事をしてきたということが実感でございます。

道路整備を進めるに当たりましては、道路が整備されることで人流や物流を効率化させ、沿道への民間投資、観光交流、雇用などを増加させ、長期にわたり経済を成長させる道路のストック効果を示すことが最も重要となります。

このため、新名神高速道路の開通後を見据え、宇治田原山手線を中心とした道路のネットワークを活用した企業立地、まちづくりを進めてまいったところでございます。

昨年2月にも都市計画のマスタープランを変更したところでございますが、新名神・宇治田原山手線の進捗に合わせて刻々と変化いたします企業動向等を適切に反映するため、今月末に都市計画審議会を開催し、本町の都市計画マスタープランの変更に着手し、新名神高速道路の開通後の新たなまちづくりの将来像と道路のストック効果をしっかり示していきたいと考えているところでございます。

今後も、京都府と連携いたしまして、道路整備とまちづくりをセットで町の活性化につなげていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 事業化するに当たりまして、府は国からの交付金が必要となるわけですが、この交付金には、地元負担なしで対処できる道路事業交付金と、地元自治体負担が発生する街路事業交付金と2つあると聞いております。

道路事業であれば、府も他にも多数の事業を抱えておられ、予算も限られているため、全線開通まで時間を要し、先行きが見通しできません。一方、街路事業でありますと、地元負担は発生いたしますが、その代わり計画的な早期対応の可能性が広がります。

まだ事前評価も行われていない段階から事業化の話は時期尚早かと思えますし、府事業に係る事業手法については、府が決定するものですが、本町としましても、一刻も早く全線開通ができるよう汗をかく必要があると考えております。

本町として、どのように事業実施に向けて取り組むつもりなのか確認したいと思えます。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 事業手法につきましては、町としては、一刻も早い全線開通につながるよう鋭意要望をしておるところでございます。京都府において最善の手法を選択されるものと考えておるところでございます。

また、本町の事業実施に向けた取組につきましては、これまでの用地取得に係る調整や地籍調査の計画的な実施などに加え、今後は残土処分場の調整、また以前に谷口議長から発言されました今議会でご提案しております企業版ふるさと納税の創設による資金調達など、町としてでき得る限りの努力を行うなど、誠心誠意汗をかいていく所存であります。

今後とも住民や議会の皆様、住民会議や工業団地の企業の皆様のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） では、次に昨年末に新名神高速道路城陽・大津間の完成が、当初開通予定であった令和5年度中の開通は困難であり、令和6年度にずれ込むと報道されました。また、枚方トンネルの工事も難航しており、高槻・八幡京田辺間もさらに遅れる

見通しとのことで、高槻ジャンクションから草津ジャンクションまでの全線開通は令和9年度になるとの報道がありました。

新名神高速道路開通に合わせて本町でもまちづくりに取り組んできたことと認識しております。令和4年1月の総務建設常任委員会においても、遅延に係る本町周辺のインフラ整備事業に及ぼす影響についての質問があり、城陽から宇治田原までの国道307号拡幅改良工事事業や犬打峠トンネル化事業などについては、当初の令和5年度完成を目指して整備されている予定と答弁をいただきました。

ほかにも緑苑坂から大津市に至る宇治田原山手北線の大津市側や、宇治田原インターチェンジ付近の物流センター建設事業など、新名神高速道路開通を前提として計画されてきた多くの事業や本町のまちづくり計画にどのような影響を及ぼすということになるのか確認したいと思います。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 物流施設など新名神高速道路開通を前提とした民間事業については、開通遅延の公表時期が早かったことや、もともと開通後少し経過してから開業する計画のものもありまして、比較的冷静に受け止められている状況でございます。このため、民間事業の開業、新名神大津・城陽間の開通時期に合わせていきたいとお聞きはしておりますけれども、開通遅延による中止は聞いておらないところでございます。

また、宇治田原山手北線の大津側につきましては、昨年末に私が大津市長、副市長とお会いし、事業進捗等の意見交換を行うとともに、事務的にも用地等の課題は情報共有を行う中で事業を進められております。

様々な課題があることは承知しておりますが、開通遅延が原因で工事進捗等に影響するとは聞いてはおらないところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 町長の山手線前線開通に対する熱い思いは伝わりました。私たち議会といたしましても、全力でサポートして、一日でも早く全線開通を目指してまいりたいと思っております。

また、新名神高速道路大津・城陽間の開通が令和6年度末にずれ込むことで、インターチェンジ周辺や新庁舎付近のまちづくり計画がより慎重に協議できる時間が確保できたものと前向きに捉えていけたらと思っております。

町長選挙の公約にもあります行財政改革「将来を見据えた持続可能な行財政基盤の構



築」のためにも、歳入の確保は非常に重要な要素であり、ふるさと納税による寄附等の増収は大変すばらしいものであります。より一層推進いただくとともに、これからは新名神のインパクトを最大限に活かすため、企業立地促進としての投資も必要ではないでしょうか。

京都府南部地域の市町が行政の境を越え、まちづくりに全力で取り組むときであります。そのためにも、無駄を省き、「あれもこれもではなく、あれかこれか」と未来の住民のためのビルド・アンド・スクラップを積極的に行うべきであり、我々も我慢の必要な時期ではないかと思えます。

寒い冬の後には必ず暖かい春が訪れますように、本町の未来は明るいものであることを期待したいと思っております。

次の質問に移ります。

活気あふれる交流のまち、人口減少対策について質問に移らせていただきます。

先ほどは本町の未来は明るいものであるよう期待したいと申し上げたところでございますが、財政問題以外にも不安なことが人口減少であります。町長のマニフェストにある項目のうち、「活気にあふれる交流のまち」について、定住人口増加によるまちの活性化を掲げられております。

新名神のインパクトにより、企業の進出は具体化しているように聞きますが、移住者や住宅開発は期待できるのでしょうか。まちづくりといっても、主役は人であり、住民であります。

そこで、今回質問したいのは、旧村の人口減少対策でございます。

私の地元、禅定寺区は、世帯数で約100軒前後の町内でも規模の小さい自治会でございます。区内を見渡してみますと、独り暮らしの高齢者世帯が年々増してきており、空き家も増えてきております。若者の地元離れも深刻で、学生時代までは地元で暮らしていても、いざ就職となれば、それを機に独立していく方が多いのではないのでしょうか。何とか歯止めをかけたいと思っておりますが、多様化した社会構造の中では厳しい課題となっております。家族の在り方や、就職先などにより巣立っていく若者を見送るのも、また必要なことということも理解できます。ただ、このままでは空き家が増え続け、各区や自治会存続の危機に陥るのではないかと危惧しております。

禅定寺区役員会でも、将来的な区の在り方、独り暮らしの高齢者対策、空家対策など、喫緊に考えていかなければならない状態だと認識し、今後どうしていくのかがいいのか検討しているところでございます。

定住対策や企業誘致は、本町の将来を考えた上で、当然対策を取っていかなくてはならないことだと認識しておりますが、禅定寺区をはじめとした旧村における人口減少対策について、どのように考えておられるのか確認したいと思います。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 本町だけでなく、日本全体で人口減少が進む中で、移住定住対策を本町の重要施策に挙げ、第5次まちづくり総合計画・後期基本計画に、「移住だけではなく定住」、「利便性を向上する努力の下、利便性だけで計れないまちの価値や、これから住んでいただく、また今住んでいただいている住民の多様性を重視し、暮らしの幸福度を高める」という視点を加え、本町独自の施策を進めてまいったところでございます。

住宅取得に対する奨励金では、対象を従来の移住者のみから町内での転居、定住者に拡充したほか、総合計画策定時の住民アンケートで上位にあった公共交通の課題にも積極的に取組を進めているところでございます。

また、空家対策では、空家バンクによる活用促進や、宅建業協会、司法書士会との連携により相談体制の構築など、取組を鋭意進めておるところでございます。

議員ご指摘のように、人生の新たなステージに立つため転出される方を送り出すこともまた必要なことですが、そうした方々にふるさと宇治田原を思い出していただき、懐かしんでいただくこと、そしてまた住みたいと思っただけのような施策を展開することが何よりも肝要と考えておるところでございます。

このため、町外だけでなく、町内の皆様にも本町に誇りと愛情を持っていただくためのプロモーション活動と情報発信に重点的に取り組んでおるところでございます。

今後とも、本町にお住まいの方々やこれからお住まいいただく方々にふるさとへの誇りと愛情、そして暮らしの幸福度を感じていただけるよう取り組んでまいる所存ですので、ご理解、またご協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 開発ばかりに目が行ってしまいますが、旧村の絆があってこそ宇治田原町だと思っております。町の将来を考える上で、旧村の人口減少対策はこれから非常に重要なウエートを占めてくる問題と認識しておりますので、今後も引き続き検討いただきますようよろしくお願い申し上げます。3月定例会一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて藤本英樹議員の一般質問を終わります。

次に、榎木憲法議員の一般質問を許します。榎木議員。

○10番（榎木憲法） おはようございます。

それでは、通告に従い榎木憲法が質問をいたします。

本日は2つ質問をさせていただきます。1つ目は施政方針と予算編成について、2つ目は新しい地域公共交通についての2件でございます。

まず、1つ目の施政方針と予算編成について質問をさせていただきます。

令和4年度の施政方針におきましては、3月3日の開会日に「みちづくりとひとづくり」をキャッチフレーズのもと、大きな4つの柱、1つ目に「健やかに安心して暮らせるまち」、2つ目に「便利で快適に過ごせるまち」、3つ目に「活気にあふれる交流のまち」、4つ目に「子育てと学びを応援するまち」の内容を聞かせていただきました。ただ、字数やページ数、時間などの制約もあり、割愛された部分もあるのではないかと思いますので、改めて質問をさせていただきます。

まず、先ほどの4つの大きな柱の基となったと思われる令和3年度を振り返りますと、財政状況が厳しい中、かつコロナ禍も収束せず大変な時期だったと思われま

す。西谷町長の3期目のスタートとなりました令和3年度の施政方針において、選挙公約における4つの柱、いわゆる「信頼回復」、「道路ネットワーク」、「コロナ対策」、「行財政改革」を掲げ、取り組んでこられました。その1年を振り返り、成果についてお伺いいたします。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、榎木議員のご質問にお答えを申し上げます。

令和3年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症から住民の皆様の命と健康を守ることを最優先に、京都府医師会、町医の先生方をはじめ、医療従事者の方々の献身的なご協力の下、昨年5月16日から感染症対策の本丸とも言うべきワクチン接種に重点的に取り組んでまいりました。

あわせて、私の町長就任以来、最重要の施策として、変わらぬ熱量を持って臨んでまいりました宇治田原山手線の整備につきましては、京都府においても宇治田原町の将来に不可欠な道路との認識を共有いただき、未整備区間の事業評価にも着手していただく中で、未来へとつながる「みちづくり」が日々進捗していることを実感をしておるところでございます。

一昨年重大事件に起因する町政への信頼回復の取組といたしましては、重大事件等

調査委員会の意見等を踏まえまして、入札制度の見直し、職員の法令遵守と職員倫理の向上、組織体制の見直しの3つを柱とする入札不正再発防止策を取りまとめました。

制度、体制の見直しはもちろんのことといたしまして、職員の綱紀保持、また服務規律の遵守を徹底するために、今後も研修を重ねることで信頼の回復に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

そして、人口減少や少子高齢化の潮流にあつて、自主財源、依存財源ともに、その安定的な確保が厳しさを増す中、将来にわたる財政の健全化に目処をつけることも町政を預かる者の将来への責任と心得まして、新たな財源を探りつつ、身を切る覚悟を持って既存事業の見直しに取り組んでまいったところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 榎木議員。

○10番（榎木憲法） 住民の命を守ることを最優先に掲げ、ワクチン接種に取り組んできたとの答弁をいただき、思い返してみますと、当時の接種に当たりましては、体育館で、そして暑くなってきてからは新庁舎での接種が実施されました。

両会場ともにスムーズな流れで、感謝してもしきれないほどの感銘を受けました。多分に何度も何度もリハーサルをされた結果だと思われまます。職員の皆様、当時は本当にありがとうございました。

また、一昨年の重大事件、何よりも信頼回復が第一として取り組んでこられました。信頼回復というのは、よく言われますように、一朝一夕でできるものではありません。制定されました入札不正再発防止策、これが机上だけの策にならないよう、今後も継続的に研修を重ねられ、職員の綱紀保持を図っていただきたいと思ひます。

そして、自主財源、依存財源の安定を図るために、身を切る覚悟で既存事業の見直しに取り組んできたとのお答えをいただきました。

コロナ対策、財源確保に関する成果を言葉としてお話しいただき、町長の思いを改めて聞かせていただきました。私としましても、評価できるものというふうに捉えているところです。

それでは、続きまして令和4年度の施政方針についてお伺いいたします。

今年に入りましてコロナ感染者が急激に増加をしています。まだまだ引き続くであろうコロナ禍における状況の中で、感染症対策と経済対策、そして新年度のニーズなどを織り込んだ令和4年度の施政方針のポイントをお伺いしたいと思ひます。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 令和4年度の施政方針のポイントでございますが、まずは、この京都府においてもまん延防止等重点措置が今月21日まで延長されるなど、依然として新型コロナウイルス感染症第6波の渦中にありますことから、令和4年度も引き続きコロナ対策を最優先に、ワクチン接種をはじめ、種々の感染症対策を迅速に進めてまいりますとともに、住民の皆様、事業者の皆様の将来不安を払拭するため、地域経済対策との両輪でしっかりと手当てしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、施政方針においても繰り返し申し上げましたが、持続可能なまちづくりの視点に立ったとき、苦しい中であっても、将来への投資を欠かさすわけにはまいりません。沿道の土地利用を促進する誘導軸ともいべき宇治田原山手線を中心とする「みちづくり」とともに、未来の「ひとづくり」につながる子育てと学びへの投資、この2つのテーマについて、この機を逸することなく、重点的に取り組んでまいり所存でございます。

さらに、ウィズコロナ、ポストコロナ社会を見据えた住民票のコンビニ交付をはじめとする新たな生活様式に対応した取組も進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 榎木議員。

○10番（榎木憲法） 今年度のポイントとして、コロナ対策と地域経済対策との両輪でしっかり手当てをし、持続可能なまちづくりを目指して、「みちづくり」と「ひとづくり」の機を逸することなく、重点的に取り組むとの答弁をいただきました。

その中に『未来の「ひとづくり」につながる「子育てと学び」への投資』という言葉がありましたが、これは私なりにひょっとしたら今年のキーワードかなというふうに捉えているところでございます。

と申しますのは、主要事項調書の未来挑戦隊チャレンジャー育成プロジェクト、そのページを令和3年度と4年度を見比べてみますと、取組内容において、新規事業が令和3年度は2件だったのに対し、令和4年度には大幅に増えて、9件も計画されているからです。その具体的な内容におきましては、後日の予算特別委員会で説明されると思いますので、よろしく願いいたします。

また、新たなこととして、コンビニでの住民票の交付などに取り組むとの答弁もいただきました。時代やニーズに遅れることなく、新しいこともどんどん取り組んでいただき、住みよいまちづくりを目指していただきたいと思います。

それでは、次に予算編成についてお伺いいたします。

先ほどの施政方針で、令和4年度当初予算に当たっては、「つながる未来へ みちひと創造予算」と題し、編成を行ったとのことでした。

町長がよく言われています持続可能な行財政基盤の構築のため、「あれもこれもではなく、あれかこれか」の取捨選択をしていくとの理念はよく理解できます。できますが、しかし、一昨年に端を発しましたコロナ禍による経済動向の停滞により、歳入の要である町税も多くを望めないのが現状ではないでしょうか。

このように財政が非常に厳しい中、取捨選択と財源確保をどのように取り組み、予算を編成されたのか伺いたします。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、予算編成についてお答えを申し上げます。

本町の令和4年度における財政状況は、歳入では町税や地方交付税の増加を見込んでおりますものの、歳出は社会保障費や公債費等の義務的経費が増加するなど、その収支差は厳しく、中長期的にも厳しい状況が続く見通しとなっております。これまでから申し上げておりますとおり、財政のさらなる健全化を念頭に、自主性、継続性のある行財政運営に取り組む必要がございます。

私自ら先頭に立ち、大胆な聖域なき改革を断行するという強い決意のもと、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、歳出削減に取り組むとともに、ふるさと納税による寄附等を推進するなど、歳入確保にも取り組んでおるところでございます。

令和4年度は、ふるさと納税の取組をさらに強化し、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税を活用し、企業の皆様からのご支援を賜りたいと考えておるところでございます。

そういった中で、宇治田原の明るい未来への財源を確保してまいりたいと思っておるところでございます。

第5次まちづくり総合計画及び第2期地域創生総合戦略に基づき、宇治田原山手線や関連する幹線道路の整備など「まちづくり」と、人口減少対策と定住化の実現や多様な学びの応援、さらには新型コロナウイルスへの対策など「ひとづくり」の2つが交わることで、相乗効果を生み出しながら、持続可能なまちづくりを進めるため、「つながる未来へ みちひと創造予算」と題して、住民生活の安心安全、経済活動の回復に向けた予算を計上したところでございます。

住民のニーズを的確に把握するとともに、どのように取り組むべきか、「あれもこれもではなく、あれかこれか」を住民目線で適切に判断し、各種施策に反映すべく取り組

んでまいりますので、引き続き議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 榎木議員。

○10番（榎木憲法） ただいまの答弁で、取捨選択に当たっては、町長自らが先頭に立ち、大胆に聖域なき改革を断行するという強い決意、そして職員一人ひとりがコスト意識を持ち、歳出削減に取り組んでいく。また、財源確保にはふるさと納税の取組をさらに強化し、企業版ふるさと納税を活用した財源確保に取り組むといった目に見えるものでの答弁をいただき、安心いたしました。

こうした施策のもと、予算編成に当たっては、「みちづくり」、「ひとづくり」というテーマで、「つながる未来へ みち ひと創造予算」と題して予算計上したとの答弁もいただきました。

今後数年厳しい財政状況が続きますが、住民が安心して暮らせるまち、住み続けたいと思えるまちづくりを託しまして、施政方針に関する質問を終わります。

それでは、2つ目の質問、新しい地域公共交通の利用促進について質問させていただきます。

施政方針の4つの柱の2つ目「便利で快適に過ごせるまち」という項目の中に、町営バスの再編と予約型乗合タクシーの有料運行を組み合わせた新しい地域公共交通として、3月からの一部地域での実証運行を経て、10月から町全域での運行を目指すとお聞きしました。

去る2月に開催されました町営バスの再編説明会に私も参加をさせていただきましたが、町内の公共交通をなくさないために、一定の受益者負担は必要なものと理解しております。

しかし、この新しい運行も、多くの方に利用してもらわないと意味をなさなくなります。そうした意味合いから、利用促進と受益者負担の軽減のため、町として定期券や1日券の発行を検討しているとお聞きしています。

その利用促進の一環として、それらに加えて1点追加検討されたい事案がございます。それは高齢者の方の免許証返納促進の1つにつながるのですが、今まで利便性が悪いがために、なかなか返納に結びつかなかった方々に、こんなサービスがあるのなら免許証を返納してもいいかなと思っていただけるような、今回の新しい地域公共交通導入と一体的に利用者のメリットのあるサービスを検討されてはいかがでしょうか。

免許証返納促進と町営バス・乗合タクシーの利用促進、この2面性からの検討のほど

いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） まずもって、議員におかれましてはこのたびの説明会にご参加をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本町では、これまで町営バスをはじめとした無償の地域公共交通サービスを展開してまいりました。ただ、利用者数の減少や今後の高齢化の進展などの課題もあり、ご指摘のように、このまちの公共交通を持続可能な移動手段としていくこと、さらには鉄軌道のない本町にとって、町外への民間バス路線を維持することが何よりも必要であると考えておるところでございます。

新しい地域公共交通は、この大きな課題に対する手法の1つとして構築するものですが、一方で、受益者負担としての有償化と利用促進という、一面では相反するテーマを両立させていかなければなりません。このため、今後も定期券や回数券などの負担軽減と利用促進の協議をセットで進めてまいりたいと考えております。

ご提案いただきました自動車運転免許証を自主返納された高齢者へのサービスにつきましては、公共交通の受益者負担軽減と利用促進だけでなく、安心安全なまちづくりにもつながる視点であり、交通系ICカードに加え、新しい地域公共交通に利用できる回数券の交付など検討してまいりたいと考えておるところでございます。

新しい地域公共交通は、地域公共交通会議のほか、多くの場での協議を踏まえて進めてまいりましたが、まだまだ取組は始まったばかりであります。今後も、皆様のご意見をお聞きしながら、その時々に応じた最適な公共交通を目指し、よりよい手法を検討してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 榎木議員。

○10番（榎木憲法） ただいまの質問に対し、前向きに検討したいとの答弁をいただき、ありがとうございます。

質問に対し、町長は安心安全なまちづくりにつながる視点として捉え、新しい地域公共交通に利用できる回数券の発行を検討したいとの前向きな姿勢を表明され、ありがとうございます。

3月からの一部地域での実証運行を経て、10月からの町全域での運行において、問題、課題が派生するのか、何もなくスムーズに移行するのか、今のところ誰にも予想できませんが、鉄軌道のない我がまちにおきましては、この新しい地域公共交通が唯一の



交通手段です。無くすわけにはいきません。そのために、持続可能な地域公共交通として、みんなで守り育てるといった土壌づくりが直近の課題と思われま

そして、この新しい地域公共交通システムが長い将来にわたって人口減少の歯止めの一環になるよう願って、この件に関する質問を終わります。

以上で榎木憲法、質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口 整） これにて榎木憲法議員の一般質問を終わります。

続きまして、今西利行議員の一般質問を許します。今西議員。

○11番（今西利行） おはようございます。今西利行です。通告に従いまして一般質問を行います。

小中施設一体型については、私は再三幾つかの理由を挙げて、住民合意は得られていないと質問してまいりました。しかし、町はこれまで協議・熟議し、議会でも審議されているとして、住民合意は得られていると答弁されてきました。ところが、昨年12月議会の小中一貫教育施設の調査研究の中間報告において、町は膨らむ事業費を主な理由に、開校について、事実上の無期限延期を表明されました。

2017年3月に小中施設一体型の方向を決定されてから、既に5年近くが経ちます。この間、住民参加のもと、立ち上げたクリエイト会議や学校現場などで施設一体型について様々な検討もなされてきた中での今回の決定は、無責任極まりないと言えます。

そこで、まず当初計画についてお聞きいたします。

私自身、小中学校の施設一体型については、様々な課題があるにもかかわらず、十分な議論も住民への説明も不十分な中、進められてきたと考えております。

当初計画では、新校舎建設費として約15億円と見積もられていました。しかし、今回の中間報告で、関連の公共施設などの事業費を試算した結果、最大で約28億円かかることとされ、これが計画延期の大きな理由とされました。しかし、学童保育の新設等も当初から予定されており、新校舎の建設費だけで済むはずがないことは明らかでありました。

教育委員会が2016年12月から2017年3月にかけての、たった4回の定例会で教育的観点から施設一体型の方向を打ち出し、その後の総合教育会議では、小学校が持つ役割である避難所をどうするのか、今回の延期の最大の要因となった財政問題など、何一つ十分に検証することなく、教育委員会が出した結論どおりに決定されました。当初計画がいかんぞうさんでいいかげんなものだったかは明らかです。

財政面については、今回のコンサルタントに依頼するまでもなく、概算でも検討がで

きたはずであるし、施設一体型を決定する前の段階で、なぜこれらの検討がなされなかったのか伺いたします。

○議長（谷口 整） 野田教育次長。

○教育次長（野田泰生） まずもって、12月議会におきましては、令和8年度までの事業費見込みに一体型に係る事業費が計上できなかったこと、また改めての施設一体型小中一貫校の事業スケジュールについて、町の財政見通しや新たな課題等の整理を行い、できるだけ早い時期にお示ししたいと説明させていただいており、無期延期との説明はしていないことをまず申し上げます。

ご質問の当初計画の建設費約15億円となった経過につきましては、12月議会で説明させていただきましたとおりでございます。

次に、今回取り組みました施設一体型の調査業務が施設一体型を決定する前の段階でなぜできなかったかの質問につきましては、平成16年度から小中一貫教育に取り組む中、平成28年度末に教育的観点から施設一体型がより望ましいとして方向性を決定し、その方向性の決定により一体型での事業検討を始めたもので、平成29年度末に令和6年度開校予定とした施設一体型での事業スケジュールを議会に資料提出させていただきました。

スケジュールでは、令和2年度から3年度にかけて施設の規模、内容等を検討し、令和3年度末に整備費用、財源を検討することとしておりましたので、方針を出した後に検討したものでございます。

検討の結果、当初の事業費からは増嵩し、新たな課題もあり、令和6年としていた施設一体型一貫校の開校は延期することになりましたが、今回の調査業務につきましては、これまで説明してきたスケジュールの中で取り組んできたものであるというものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 令和8年度までの事業見込みに計上できなかったし、それ以降も開校の予定が示せないとのことであり、事実上の無期限延期だと言われても仕方がないと思います。

そして、令和6年度開校予定としておきながら、令和3年度末に整備費用、財源を検討し、事実上の無期限延期を決定したとのことでもあります。

洛タイ新報は「事実上の無期限停止」と報じ、京都新聞は「事業費倍増、算定に甘さ」

という見出しで、小中一貫校の構想は暗礁に乗り上げたと報じました。ここに掲載された職員のコメントを読んでも、いかにずさんでいかげんな計画であったかがうかがい知れます。

私自身は、施設一体型については、検討課題も多く、白紙に戻すべきと考えておりますが、今回の当初計画があまりにも無責任なものであったことを指摘しておきます。

次に、決定の仕方についてお聞きいたします。

小中学校の施設をどうするかについては、先ほども言いましたが、2016年の9月議会の最終日、町長は閉会挨拶の中で、「本年度内に一定の方向性を導き出せるよう、教育委員会と精力的に協議、調整を行ってまいりたい」とされ、先ほど述べましたように、教育委員会はその後の定例会での議論で、教育的観点から施設一体型の方向性を打ち出し、総合教育会議で決定されました。

したがって、当然今回の延期の決定については、教育委員会や総合教育会議で議論を行ってから決定すべきであったと思いますが、どうしてなされなかったのですか。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 平成28年度末の施設一体型での小中一貫教育の方向性決定までには、教育委員会や総合教育会議において議論してまいりました。

今回の延期に当たりましては、一体型での方向性を変えるものではありませんので、決定の際の議論というものではなく、延期とする考え方について教育委員の方々への説明、協議を行い、町長部局とも協議を重ね、12月議会に臨んだところでございます。

今年に入りまして、教育委員会では十分に説明を行い、今後におきましても協議を重ねてまいります。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 単に2、3年延期するというだけというのであればまだしも、今回のようにいつまで延期するとも言えない、実質上の無期限延期の決定は大変重いものがあると思います。

先ほども述べましたが、私自身は施設一体型については課題も多く、一から考え直すべきであると思いますが、今回の決め方はあまりにも住民無視も甚だしく、疑問を感じております。

教育委員の方々への説明、協議を行ったとのことではありますが、12月に行われた教育委員会定例会の中でも、委員の中からは、施設を縮小してでも予定どおりやるべきといった内容の発言もございました。

また、住民参加のもと、一体型に向けて立ち上げられ、検討を積み上げられてきたクリエイト会議では、委員の中から、失望したとの声があったと聞いております。

十分な議論がされて延期を決定したとは到底言えませんし、もっと一つ一つ順序を踏んだ丁寧な対応が必要であったと指摘しておきます。

次に、今回の決定に対する住民への説明についてお聞きいたします。

なぜこのような結論に至ったのか、住民合意が得られていると認識されているのであればなおのこと、住民に対してきちんと納得のいく説明をする責任があると考えます。

どのように報告されるのかお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） ただいまのご質問につきましては、本年1月の文教厚生常任委員会で議員から同様の質問をいただいておりますので、その際にご答弁申し上げたとおりでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 教育委員会は、単なる延期だと言われますが、開校後に小学校に通う予定をしていた子どもたちや保護者にとっては非常に大きなことです。京都新聞には、何年も前の説明会からその後どうなったか何もないといった保護者の声も紹介されておりました。

中間報告の内容は、昨年12月に新聞報道もされています。中間報告であっても、きちんと住民に対し説明してしかるべきであったと考えます。情報提供の点からいっても、住民置き去り、住民無視と言わざるを得ません。きちんと総括し、住民にしっかりと説明してください。

それでは、最後に今後についてお聞きいたします。

私は以前にも述べましたが、和光大学を中心とした意識調査の結果によれば、小学校高学年で「一般学校よりも一貫校のほうが自己肯定感が低い」、「疲れやすい」、「学習意欲が低い」などの結果が出ております。特に、小学校6年生については、最高学年としての体験を踏んでいないことから来るもので、中1ギャップより小6問題のほうが課題との報告もあります。

また、教育効果を考えると、小さな学校、小さな学級ほど学習意欲や態度が積極的になり、子どもたちの人格形成、人間的成長にとっても効果的であることが実証されており、OECDに加盟している先進諸国では、100人から200人規模の学校が標準と

なっております。これはちょうど現在の田原小学校、宇治田原小学校にも当てはまりません。

そして、欧米などでは、一クラスの人数は25人から30人が当たり前となっておりますし、規模は小さいほうが教師の目が行き届きやすく、いじめや問題行動など初期段階での対応ができます。

日本においても、文部科学省や政府は40年ぶりに小学校35人学級に踏み込みました。

さらに、町教育委員会も、少人数学級はきめ細やかな指導を行う上でも有効な指導体制であるとの認識を示されてきました。

さらに、コロナ禍での対策においても、少人数学級の有用性が確認されております。

ただ、この間、保護者の皆さんからは様々な話を聞く中で、一体型に賛成する方からは、「単学級ではクラス替えがなく、もしいじめられたら子どもが辛い思いをする」、「1学年単学級では、担任の先生の負担が大きく、複数学級が望ましい」などの声を聞いてまいりました。

現在、1、2年生までが35人学級となっておりますが、京都府では35人を超える3年生以上の単学級についても、複数学級にすることが認められております。つまり、京都府においては、実質35人以下にすることができます。

ところで、宇治田原町では、人口減少に伴い、両小学校でも35人以下の学年、つまり単学級の学年が増えてきております。

そこで、一步踏み込んで、宇治田原町において、35人以下の単学級であっても、町独自で加配教員をつけ、複数学級にし、少人数学級を実現してはどうかと考えますが、町の考えを伺います。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 議員からはこれまで少人数学級についてご質問をいただいておりますが、本町といたしましても、きめ細やかな指導を行う上で有効な指導体制と認識するところとご答弁申し上げます。

複数学級につきましては、京都式少人数教育事業を基本に、加配教員措置をできる限り京都府に要望してまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 府に対し加配教員の措置については今までどおり要望していただきたいのですが、私は町独自でも少人数学級を実施してはどうかと提案しております。

特に、入学したばかりの小学校1年生や最高学年としての学校行事などの中心となる6年生については、よりきめ細やかな対応が必要であり、少人数学級であることが望ましいと考えます。

財政的なこともありますので、町として、まずは1年生と6年生については、35人以下であっても少人数学級、複数学級を実施するよう、町単費で教員を確保し、実施してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 少人数学級に対する考え方につきましては、先ほど申し上げましたとおり、35人以下の学級編成が可能となっている京都府の京都式少人数教育事業により学級を編制した上で、きめ細やかな指導が必要となる学級、授業に対しまして、学校ごとに対応できるよう、町単費の学力充実補助教員を加配措置しているところでございます。

特に、第1学年につきましては、前述の京都府事業によりまして、30人を超える学級の場合には、1学級に2人の教員による指導体制で取り組んでいるところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 確かに1年生については、30人を超えると1人の加配の教員がつかますが、授業時間内だけの勤務であるため、クラスを2つに分けることはできません。しかも、それは1年生に限られます。私が提案しているのは、せめて1年生と6年生は、35人以下であっても2つのクラスにしてはどうかということです。

それでは、最後に町長に伺います。

町長が今年度の施政方針で、「みちづくり」と「ひとづくり」の2つの事業の重要性を挙げられました。そして、子どもはまちの未来であり、子どもが健やかに育つまちづくりを進めることが全ての人々の幸福度を高める。このことを子育て世代に訴えかけ、育みと学びの環境を整え、広く発信していくことで人を呼び込み、人口構成を変えていくと述べられております。

そこで、子どもが健やかに育つまちづくりを進めるという点で、宇治田原町が全国に先駆けて今述べました35人以下でも2クラスにするという少人数学級を実施してはどうかでしょうか。つまり、子育てと学びの投資であります。

現在、都道府県単位では独自の少人数学級を実施されているところがあります。例えばですが、群馬県では小学1、2年生は30人以下、小学校3年生から中学3年生まで

は35以下となっています。ただ、市町村単位で実施しているところはあまり聞いておりません。宇治田原町独自で少人数学級を打ち出し、広くアピールすれば、子育て世代の転入も十分期待できるのではないのでしょうか。

例えば、今年の田原小学校の1年生は31人で1クラスであります。私、昨年、文教厚生常任委員会で参観させていただいたのですけれども、教室はいっぱいであり、まだ入学して間もない児童を一人一人丁寧に指導するのは大変であると感じました。

再来年度に田原小校区の1年生になる児童は、住民基本台帳では33名となっています。全ての児童が田原小学校に通うと仮定すれば、1年生で33人の1クラスということになります。

そこで、先ほどから申し上げているように、宇治田原町単費で教員を加配し、2クラスにしてはどうかと考えます。全国に先駆けて、宇治田原式少人数学級が実現すれば、非常にインパクトがあり、「ハートのまち」にふさわしい施策となるのではないのでしょうか。

先ほどの例で申しますと、あと3名の子どもが増えれば36人になり、府費で教員が配置されることになり、町独自で教員を配置する必要もなくなります。小規模自治体だからこそできる施策であり、町長が施政方針で述べられたまちづくりの観点からも、大きくアピールできる施策であると考えますが、ぜひ町長の見解、お願いいたします。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 令和4年度の施政方針でございます子どもが健やかに育つまちづくりの観点から、30人程度の少人数学級での実施についてのご質問をいただきましたが、本町といたしましては、これまでどおり、今までも申し上げてきたとおり、きめ細やかな指導を行う上で、少人数学級は有効な指導体制と認識はしております。これは議員と同じ考えだと思います。

京都府の京都式少人数学級編成により、1クラス30人程度の編成を行っているところでございます。

また、施政方針に触れております子どもたちはまさにまちの未来、そのうじたわらっ子を健やかに育むことができるまちづくりを進めるために、子育てと学びを応援するまちとして、ふるさと納税で寄せられた寄附金を未来を担う子どもたちに優先的に活用、投資してまいり、宇治田原町ならではの学びの機会をいろいろな角度から展開し、学びの環境を整えてまいりたい。

独自の少人数学級というご質問もございますが、やはり人数によってルールが決まっ

ております。その中でも、町で加配できるところは加配をつけているという状況でございますので、その辺りはご理解いただくようお願いいたします。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 私は、施政方針で町長が述べられていたことに関連して伺っているので、できれば直接町長に答えていただければと思っていたのですが、誠に残念でございます。

私は、これまで述べてきたことですが、コロナ禍にあっては、クラスの人数が少なくなれば密回避になり、この間、1人1台導入されたタブレットを用いた授業なども少人数のほうがやりやすくなります。

先ほど紹介させていただいた群馬県は、コロナ不況で県の税収が減少する一方、感染症対策で支出は多くなり、厳しい財政状況の中でも、全国トップクラスの少人数学級の方針を打ち出されております。未来への最大の投資といえる教育には重点的に充てられているのです。

宇治田原町はこの間、校舎のみならず、エアコンの完備、グラウンド、体育館やプールなど施設面で他市町村に比べても充実されてきました。また、特別支援学級や通級指導教室についても、この間手当てをされてきております。

ぜひとも「ハートのまち」にふさわしい子育てに優しいまちづくりを目指して、答弁いただいたふるさと納税で寄せられた寄附金も活用、投資していただいて、宇治田原町ならではの少人数学級の実現に取り組まれることを強く要望しておきます。

それでは、次に開発と快適で安全なまちづくりについてお聞きいたします。

宇治田原町では、良好な居住環境の確保、緑豊かな自然環境の形成・保全を図り、快適・安全な環境づくりを進め、全てのものに優しい魅力ある環境を創出するまちづくりの実現に寄与することを目的として、平成16年に宇治田原町快適・安全な環境づくり条例を制定されました。

この間、物流倉庫や企業の新社屋、太陽光パネルの建設などにおいて、地域住民から様々な声が寄せられております。今後、新名神高速道路の開通を見据えた開発が予想され、既に物流倉庫などの建設予定もあちこちで話題になっております。

開発について、全てを否定するものではありませんが、条例にあるように、住民の良好な居住環境を確保し、緑豊かな自然環境の保全を図ること、全てのものに優しい魅力ある環境を創出するまちづくりを実現することが必要と考えますし、この条例の重要性はますます高くなってきていると考えております。



まず、町として、開発と快適で安全なまちづくりについて、どのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 一口に開発と言われましても、様々な開発行為がございます。人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力の低下が懸念される中、新名神高速道路のインパクトを活かした地域の活性化につながる産業施設など新たな都市機能に資する開発、土地の利活用は、本町の持続可能なまちづくりにとりまして必要不可欠であり、積極的に誘致していくものと考えております。

一方で、無秩序な乱開発や土地利用は防ぐ必要があります、町第5次まちづくり総合計画の土地利用構想に基づきまして、都市計画の諸制度や関係法令によりまして、総合的かつ計画的な土地利用を進めているところでございます。

その上で、こうした開発や土地の利活用につきまして、町快適・安全な環境づくり条例等に基づき、事業者適切に規制、指導、誘導しているところでございます。

今後とも、同条例に基づきまして、快適で安全な環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） それでは、具体的にお聞きいたします。

例えば、立川地区、国道307号線沿いのパチンコ店跡地に物流倉庫が建設されましたが、工事中、近隣住民は騒音と振動に悩まされたと聞いております。

また、当初の計画では、国道の1本南側の町道郷之口湯屋谷線から大型トラックが入ることとなっており、搬入口にトラックを横づけするために、南側の住宅から出てくる車が見るカーブミラーをその都度取り外し、トラックが出た後、また元に戻す必要があったと地域住民は聞いていました。その間、カーブミラーは使用できないこととなり、危険な状況になることは明らかでありました。

そもそもですが、住宅地内に大型のトラックが常時出入りすることに対して、交通安全も含め、住民の方が不安に感じられております。

また、岩山小釜地区の森林伐採では、当初、太陽光発電設備設置のための測量を目的としていましたが、木を切り、山を削り、下流域の田んぼと併せて資材置場とされ、土砂が持ち込まれましたが、結局そのまま放置された状態であり、見るも無残な状態であります。

禅定寺通学路線にしても、ダンプが通ったことによる道路の傷みは明らかであり、長

く放置され、多くの住民から不満の声を聞いてきました。やっと修復することになりましたが、本来なら原因者負担を求めるべきであったと考えます。

当初の事業責任者については、山本議員が一般質問などで取り上げ、他自治体での違法行為も明らかにして追及してきましたが、町はそのまま見過ごされました。

これらのことを見ても、到底、住民の快適で安全な生活環境、緑豊かな自然環境が守られているとは言えないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 立川地区の物流倉庫について、建築の際に近隣の住民に騒音、振動でご迷惑をおかけしている状況はありましたが、事業者におきまして、近隣住民の方にご説明とご協力をお願いされ、一定ご理解いただいたと確認しているところでございます。

また、カーブミラーにつきましては、事業者の敷地内に設置されていたため、工事の施工業者が誤って撤去したという事案はございましたが、本物件につきましては、前土地所有者と近隣住民の方の合意に基づき設置、使用されているというところがございましたので、事業者にも再設置を指導し、すぐに現場で復旧されており、危険な状況を放置したという事実はございません。

岩山小釜地区の伐採につきましては、さきの一般質問でもお答えしておおり、当該地の木の伐採は、開発に先立ち測量を行うために伐採届を提出の上、行われたものであり、今後開発等が行われる際は、町快適・安全な環境づくり条例により、適切に指導等を行うこととしております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 立川区物流倉庫のカーブミラーの件につきましては、地元区で開催された事業者の説明会において、トラックの出入りごとにカーブミラーを外すとの説明があったと聞いております。地元住民の方からは、交通安全について不安の声が上がっておりました。計画段階では、住民の安全が守れないような事態が想定されておりました。

工事中の騒音、振動については、説明を受けて、地域住民の理解は得られたとのことではありますが、稼働した現在でも、早朝だけでなく、昼間や夜遅くにもトラックの出入りがあり、交通安全面だけでなく、騒音や照明についても不安や不満を感じておられます。

そして、そもそもこのような住宅地内に大型トラックが常時入ってくるようなまちづ

くりでよいのかと、せめて大型トラックについては、国道から出入りできるような設計にするような協議ができなかったのかとっておられます。

岩山小釜地区の森林伐採については、結果的には里山が無残にも削られた状態で、子どもたちの通学路であるトトロの森も壊されてしまいました。

現在、宇治田原町のあちこちで山が削られ、産業廃棄物などが捨てられているところもあり、自然が壊されていくことに対して多くの住民の方が心を痛められておられます。

本町の都市計画に基づく計画的な土地利用については、一定理解できますが、今後、先ほど申し上げた快適・安全な環境づくり条例の目的を果たすためにも、住民の立場に立ったよりきめ細やかな対策が必要ではないでしょうか。

そして、そのためには、説明会の開催や意見聴取を事業者任せにするのではなく、町が地域や関係住民の意見を十分聞き取り、事業者との事前協議等に臨むことが必要と考えますが、答弁を求めます。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 町といたしましては、これまでも町快適・安全な環境づくり条例に基づき、関係住民あるいは関係区、自治会のご協力もいただく中で、開発事業者との事前協議、また指導を行ってきたところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、新名神高速道路の開通を控え、本町の土地活用のポテンシャルが高まる中、開発事案は今後とも増加していくものと考えており、本町の魅力ある環境を創出するまちづくりを進めるためにも、引き続き住民の皆様の立場、目線に立った開発指導に努めてまいります。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 宇治田原町にとって、今後計画的な開発は一定必要であると思いますが、その大前提として、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の目的に掲げられているように、全てのものに優しい魅力ある環境を創出するまちづくりの実現が大切であると考えます。

しかし、実際は、さきの事例のように、開発のために住民が我慢したり、疑問に感じられるようなことが起こっております。複数の住民の方から、町は住民の立場ではなく、業者の立場に立っているように感じるとの声を聞いております。

さらには、住宅地内に大型トラックが入ってきたり、里山が無残にも削られるなど、そもそもまちづくりのことを町はどのように考えて進められているのか疑問に思っておられます。

町の総合的なまちづくり計画や法令、条例に基づき開発計画を進められているとありますが、まずはしっかりと住民の声を聞き、今答弁いただいたように、住民の立場、目線に立って事前協議及び開発指導を進めていただくことを強く申し上げまして、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて今西利行議員の一般質問を終わります。

続きまして、宇佐美まり議員の一般質問を許します。宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 通告に従い、宇佐美まりが一般質問をさせていただきます。

AEDのより効果的な設置についてお尋ねいたします。

AED（自動体外式除細動器）とは、心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムを取り戻すための医療機器です。

本町にも、役場をはじめ、住民体育館や各小中学校などに12カ所設置され、その他、民間のスーパーやドラッグストア、JA等にも設置がされています。それらはネット検索を利用すれば、「日本全国AEDマップ」で分かりやすく地図上に表示され、共有されています。

ただし、本町のウェブページには、新規に設置されても記載されていないところもあるようで、府庁への報告も含め、改善が求められます。例えば、緑苑坂自治会館や各地区の消防団がそれに当たります。

町民への周知を含め、どのように整理をされているのかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） AED（自動体外式除細動器）は、町公共施設に、また各地域の消防団器具庫にそれぞれ設置をしており、機器、消耗品の更新等をはじめ、維持に努めているところでございます。

ご質問いただきました住民の皆様への周知につきましては、設置場所を町ホームページへ掲載し、設置施設には表示シールを掲示することにより行っているところでございます。

消防団器具庫設置分が町ホームページに掲載されていないとのご指摘でございますが、器具庫は他の設置施設とは異なり、基本的には無人であり、窃盗被害等を考え、あえて掲載せずに、表示シールにより近隣住民等へ周知しており、今後も自主防災会の訓練等を通じ、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

また、緑苑坂自治会館設置分につきましては、町ではなく、緑苑坂自治会が整備をさ

れたものであることから、町整備分を掲載しているホームページには掲載しないものと取扱いをしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 実際に緊急時を想定した場合、心室細動であれば、AEDによる電気ショックによって、どんなときでも必ず成功するものではありませんが、機器の使用は時間との勝負です。一分一秒でも早く電気ショックを行うことが重要とされています。

電気ショックの成功率は、成功の可能性が1分ごとに約7から10%低下します。日本では救急車の到着まで平均約8.7分とされています。8分時の成功率は20%です。救急車が到着する前に傷病者の近くにいる私たち一般の町民が近くのAEDを使用して、少しでも早く電気ショックを行うことがとても大切だと思います。

先ほども述べましたが、本町には公共機関や民間にも設置されているのですが、使用できることができるのは、その施設が開いているときに限られています。夜中や朝早い時間に心停止をした人を目撃したとしても、AEDを使用し尊い命を助けようとしても、できないのです。

そこで、24時間機器の使用を可能にするために、24時間営業のコンビニエンスストアに設置に関する協定を結ぶ必要についてお尋ねいたします。

もし協定を結ぶことができれば、心肺蘇生の機会が拡大し、さらなる救命率の向上が期待されると思います。この流れは、全国各地にも広がりを見せており、近隣の市町にも協定の締結をしているところがあります。

さらに望むのは、設置済みのAEDの全てを監視カメラとセットで屋外へ設置できないかということです。もちろんそのためには温度をコントロールできる屋外専用の収納ボックスが必要になるのですが、いつか全てというわけではなく、段階的にという措置でも結構です。

コンビニエンスストアに設置に関する協定でも、屋外設置においても、確実に住民の安心・安全が担保されると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 24時間AEDの使用を可能にするために、コンビニエンスストアとの協定締結や防犯カメラの併設が必要とのご提案ではございますが、本町におきましては、過去に町内のコンビニエンスストアに声かけをしまいましたが、管理上の問題等もあり、設置には至ってない経過がございます。

こうした中、本町では、必要などときには地域住民の方々が24時間自由に出入りできる各地域の消防団器具庫内にAEDを設置しており、その目的は一定達成できているものと考えております。

24時間使用できる環境に加え、誰もが確実にAEDを取り扱えることが重要であり、町といたしましては、AEDの設置場所の周知に併せて、京田辺市消防署宇治田原分署が実施する普通救命講習の積極的な受講につきまして、引き続き住民の皆様への周知、啓発に努めたいと考えておるところでございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） AEDをより効果的に利用するためには、先ほどから述べているように、緊急時に機器が身近にあり、どんな時間帯であっても、素早く適切により多くの町民が機器を操作して救護ができることが望まれます。

それを前提に、今回の答弁を振り返ってみますと、消防団器具庫設置分が町のホームページに公開されていないのは、窃盗被害を考えて、あえて掲載しないとのことでした。

私自身が各地域の消防団器具庫に足を運び、周りの住民に取材をしてみると、器具庫にAEDがあること自体を知らない人ばかりでした。地域の役員に聞いてみても、設置そのものは知っておられても、いざ必要ときは鍵がかかっている使いにくいという認識でした。

そこで、私も現地の器具庫に向かってみましたが、やはりAEDの設置を示すシールの扉は施錠されており、シャッターも開かない状況でした。しかし、それは誤りで、窃盗被害対策であるのか、小さいほうのシャッターだけが開くということを知ることになったのです。

ご答弁では、この対応で器具庫の24時間対応はできており、その目的は一定達成できているというものでした。

確かに器具庫にはAEDはもちろんのこと、消火や防災に必要なポンプをはじめ、発電機やチェーンソーなど、とても高額な機材が多くあります。ご答弁では、あえて公表しないという反面、住民の皆様への周知、啓発には努めてまいりたいと言われると、少し矛盾を感じずにはられません。

そこで、先ほどから伝えているように、町民の命を守る施策として、緑苑坂自治会館のように、AEDの全てを監視カメラとセットで屋外へ設置し、数多くあるAEDを町民に広く知らせるべきだと思います。そうしないと、24時間自由に出入りできる消防器具庫の高価な機材のほうの盗難が心配にもなります。

また、AEDを屋外に設置しても、防犯カメラだけではなく、扉を開けると警報が鳴るとか、もともと緊急事態ということから、扉を開けるとともに消防署に通報が入るようなシステムを導入するとか、様々な方法が考えられると思います。

さらに、コンビニエンスストアの設置についても、数年前とは状況も違います。多くの住民が機器の使用ができるようになれば、店員さんが利用方法など知らなくても、すぐに対応できるはずです。コンビニもまちのハートステーションとして住民の安心・安全に貢献してくれるかもしれません。

これらのことを踏まえ、少しでも公開と段階的な外部設置について検討していただけないでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 先ほど答弁いたしましたとおり、本町では、地域住民の方々が24時間自由に入出りできる、また地域の身近な存在でもある消防団器具庫内にAEDを設置しており、町内全域への配備を行っているところでございます。

防犯カメラを併設した上でのAEDの外部設置とのことですが、町といたしましては、現在のところその考えはなく、先ほど答弁いたしましたとおり、まずはAEDの設置場所の周知と普通救命講習の積極的な受講について、引き続き住民の皆様への周知、啓発に努めたいと考えておるところでございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 防犯カメラを併設した上でのAEDの外部設置については、考えていないとのご答弁でしたが、やはり機器の使用は時間との勝負です。一分一秒でも早く電気ショックを行うことが重要であるため、緊急時に住民が駆けつけたときに、器具庫に入らなくてもすぐに対応できる状況が望まれます。

地域住民の安心・安全を第一に考えた視点で、いま一度AEDの効果的な設置について考えていただきたいことを住民の要望としてお伝えいたしまして、設置についての質問を終わります。

次に、AEDのより効果的な活用についてお尋ねをいたします。

AEDを取り巻く新たな課題についてですが、令和元年に京都大学等の研究グループから次のような報告がなされました。全国の学校の校内で心停止となった子ども232人について、救急隊が到着する前にAEDのパッドが装着されたかどうかを調べたところ、小学生と中学生では男女に有意な差はほとんどなかったようですが、高校生になると大きな男女差が出ているということでした。研究グループによると、女性の服を脱が

せることへの抵抗感から、AEDの使用率に男女差が生じているのではないかと分析されています。

AEDは、電源を入れて、2枚のパッドを素肌に貼りますが、服を全て脱がせる必要はなく、下着をずらせて貼ることで対応ができるようで、パッドを貼った後、その上から服などをかけて肌を隠すようにしても機能に影響はないようです。しかし、このような女性に配慮したAEDの使用方法は一般的には知られていないのが現状です。

本町で例年行われる救急蘇生法の一次救命処置の講習等は、地区ごとに行われてはいるものの、受講者の多くは毎年役員や班長の参加で成り立っているのが現状で、一向に広がりを見せていないのが現状と思われませんが、上記の件を含め、どのように対応されているのかをお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） AEDを使用する際に、女性の服を脱がせることに抵抗感を感じているのではとのご質問でございますが、一分一秒を争う緊急時には、この抵抗感が救命率の低下につながる危険性もあるかと思えます。

京田辺市消防署宇治田原分署がAEDの取扱いを説明する際には、男女いずれに使用する場合でも、躊躇なく実施するよう受講者には説明いただいているところでございますが、議員ご提案の女性に配慮したAEDの使用方法につきましても、今後説明内容に加えていただくよう調整するとともに、4月号の町広報紙においても記事を掲載する予定としています。

また、普通救命講習の受講者に広がりがないのではとご指摘でございますが、一般の住民の方々以外にも、自主防災会、消防団等でAEDの取扱いを訓練や講習メニューの1つとして繰り返し実施していただいております。

普通救命講習の積極的な受講についての啓発に加え、繰り返し受講いただいている団体等が継続的に実施いただけるよう働きかけることにより、受講者の広がりにつなげていきたいと考えております。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） ありがとうございました。

次に、救急蘇生法を広く周知するための方策として、学校教育課に質問をいたします。

女性に配慮した救急蘇生法の一次救命処置の方法を伝えてもらうという方法については、ある自治体によれば、女性にAEDを使うのをためらわないでと、公益財団法人日本AED財団の監修を受けて作成した図解リーフレットがAEDの設置場所に置いてあ



り、いつでも参照できるように工夫されており、当然AEDとセットで持ち運べるようになっています。例えば、このような工夫をすれば、心配される事象を解決する手立てとなるのは間違いないように思います。

また、次の世代を担う子どもたちに向けた対策として、中学校の保健体育の時間を利用した救急蘇生法の講習として、女性に配慮した救命方法を含めた授業を展開するものとても効果的だと思います。

各地区で行われる救急蘇生法の一次救命処置の講習と学校での授業とで機器を扱える住民は確実に増え、町内に数多くあるAEDを効果的に活用できると思います。

町民の安心安全を守るために、AEDの効果的な活用について、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（谷口 整） 馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 次代を担う子どもたちに向けたAEDの活用対策のご質問ですが、AEDの使い方につきまして、中学校では保健体育科において座学での授業を行い、小学校におきましては、京田辺消防署宇治田原分署の署員によるAEDの使い方講習を受講しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、教育委員会といたしましても、女性に配慮した救命方法の周知、習得は必要と認識するところですが、まずは中学校での座学となっている授業について、宇治田原分署協力のもとで、一般の救急蘇生法の実習に取り組みたいと考えます。

今後、中学校での蘇生実習を展開する中で、女性に配慮した救命方法の視点にも立った授業となるよう検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） ありがとうございます。

いざ人の命がかかっている場面に遭遇したときには、やはり実習体験というか、機器に実際に触れ、大きな声を出して周りの人との協力を得ながら進める体験をしていくことがとても有効なことだと思っています。

もちろん座学も多くの人に知ってもらう上で大切なことだとは思いますが、ぜひ本町においても今後取り組んでいただきたいと思います。

さらに、女性に配慮した救命方法についても、誰もがためらわず取り組める今の時代に合わせた方法がまだまだあると思うので、推進していただくようお願いをいたしまして、AEDのより効果的な活用についての質問を終わります。

次に、防災対策として、災害時の避難対策について質問をいたします。

近年の災害においては、高齢者や障がい者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では65%、令和2年7月豪雨では約79%であったとされています。

これを受けて、令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループが2年がかりで検討を行い、災害対策基本法に規定される避難勧告及び避難指示の取扱い、高齢者等の避難の実効性確保、広域避難等についてまとめられました。

昨年5月20日に施行された災害対策基本法等の一部を改正する法律では、「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」に名称変更をされ、「避難勧告」と「指示」が「避難指示」に一本化されたことにより、早い段階で避難指示を発令することになっています。

これら国の改正に併せて避難情報発令指針の見直しが行われたものと思いますが、本町の地域防災計画は平成28年3月のものが本町のウェブページに掲載されており、地域防災計画、これら法の一部改正を受けて改善するべき点も多いと思われるのですが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 改正災害対策基本法が昨年5月20日に施行され、「避難勧告」と「避難指示」の一本化をはじめとする避難情報の変更等がなされました。

これを受け、町といたしましては、住民の皆様にはいち早く周知すべく、町ホームページの修正や6月号町広報紙へ記事を掲載し、併せて避難情報発令等に係る指針の見直しを行ったところでございます。

ご指摘の地域防災計画につきましては、平成28年3月以降改訂を行っておりませんが、庁舎移転や現在事業を進めている防災機能も有する宇治田原中央公園の整備が完了するなど本町防災拠点の整備が完了した時点には、法改正等の内容はもとより、これら拠点整備のハード面も含めて計画改訂いたしたく考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 防災体制の強化を促したこの法案に新設された49条の14から17の1つに高齢者等の避難の実効性確保が挙げられ、自ら避難することが困難な高齢者・障がい者等の避難行動要支援ごとの避難支援等を実施するための計画である（個別避難計画）の作成の市町村への努力義務化とされ、市町村長は地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画の作成に努めなければならないとされています。

また、おおむね5年程度で作成に取り組むとあります。

本町は、もともと高齢者が多いことから、これまで以上に強化をしていくべき内容だと思います。

作成には福祉専門職、民生委員、区長、自治会長など自主防災組織、社会福祉協議会など地域の支え合いのネットワークなどの協力が重要になってくるとは思いますが、個別避難計画の作成に際しては、内閣府より、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など、1人当たり新たに地方交付税措置を7,000円程度講ずるとされています。

災害時の避難支援等をさらに実効性のあるものするためには、個別避難計画の作成促進はとても重要で、私自身が令和2年12月8日の一般質問で同じような内容の質問をしたのですが、そのときのご答弁では、避難行動要支援者の具体的な救助計画とその進み具合については、個別計画について、23人の方の策定ができており、今後も自主防災会や地域の方々のお力を借りて進めていきたいと述べておられました。

その時点で、本町の避難行動要支援者は150人ほどおられると聞いていましたが、その後の進捗状況はどのようになっているかをお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 避難行動要支援者の方の具体的な救助計画である個別避難計画の進捗状況についてご答弁申し上げます。

本年2月現在で、避難行動要支援者名簿登録者158人中、平常時から避難支援等関係者へ情報提供することにご同意いただいた方が127人、そのうち21人の方々に對し計画を策定できている状況でございます。

前回答弁時から希望により人数が減少しておりますものの、計画策定が完了できていない方の中には、避難支援者さえ選出できれば完成となるものが約50人分ございます。

コロナ禍で自主防災会との協議がなかなか進められていない状況ではございますが、今後も避難支援者を選出いただくなど、自主防災会や地域の方々のお力をお借りする中で、引き続き計画策定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 2月時点での避難行動要支援者名簿登録者は158人の中で、避難支援等関係者への情報提供に同意をいただいた方が127人もおられる中、コロナ禍とはいえども、棚上げになっていることに正直驚きました。

計画の策定ができていらっしゃる方が令和2年12月8日時点で23人でした。諸々の事情により21人となっているのは分かりましたが、災害はいつ起こるかも分かりませんし、

待ってもくれません。近年頻発する災害時における高齢者等への被害の集中を考えると、急がなければならないのは火を見るよりも明らかです。

また、避難支援等実施者の確保についての難しさも十分理解をしております。避難支援とは、あくまでも情報伝達や声かけ、実際の避難についても介助をすることだと思っています。プロのレスキュー隊でもないのに、確実に救助をすることに重きを置いたものでもありません。

支援者自身も家族がある中で、避難行動要支援者を四六時中見守ることは不可能ですし、近々確実に起こると言われている南海トラフ地震も、またいつ起こるとも限らないでしょう。そのときに支援者は町外に仕事に行っていることも十分考えられると思います。

今求められているのは、自主防災会や民生委員との連携の中で、支援者になり得る地域住民へのマッチングを進めることです。例えば、避難支援に関するガイドブックを作成したり、避難支援者向けの研修会を開催したり、日頃から関わりのある隣近所の人たちを避難支援者として想定をして、チラシを用いて制度そのものを互いに理解し合うなどの取組を通して地域住民の絆を深めるなど、工夫次第で計画の策定の人数は確実に増えていくものだと思います。

そのためには、何度も地域の人たちとのコンタクトは増えるものとは思いますが、それは先ほども述べましたが、国からの地方交付税措置を活用していただきたいと思いません。

やはり大切なことは、避難行動要支援者本人からの同意を得て、緊急連絡先や身体配慮すべき点、就寝時の場所などの個人情報把握しておくことが重要だと思っています。

ぜひ機を逸することなく、計画の策定を進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 避難行動要支援者お一人お一人の具体的な救助計画である個別避難計画の作成に当たりましては、役場においては、危機管理部局だけではなく、福祉部局と連携の上進めているものの、役場の力だけで策定できるものではございません。議員のご発言にもございましたが、地域住民の絆、住民皆様のお力が計画策定には必要となります。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、町といたしましては、自主防災会や地域の方々のお力をお借りする中、自助・共助・公助の連携により、引き続き計画策定を進め

てまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） ありがとうございます。

災害時の避難対策については、冒頭にも述べさせてもらいましたが、高齢者や障がい者が犠牲となっているため、本町においても、それらの対応を前もって準備しておくことは大変重要です。

自ら避難することが困難もしくは家族だけの介助だけでは避難することが困難で、避難のための支援を希望する方を個別避難計画等で把握し、平常時から自主防災会や民生委員、消防や警察等で情報を共有し、いざ災害が起きたときには、地域が一体となって助け合いや安否確認、避難誘導等に役立てていただきたいと思います。

理事のご答弁にもありましたように、自助・共助・公助の連携により、早急に計画策定を進めていただきたいと思いますし、私自身も防災士として努力を惜しまないことをお約束いたしまして、私、宇佐美まりの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて宇佐美まり議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時12分

再 開 午後1時15分

○議長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を一般質問を続行いたします。

山本精議員の一般質問を許します。山本議員。

○4番（山本 精） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして、山本精が一般質問を行います。

最初に、防災問題の避難行動要支援者についてです。

町の防災対策には、避難行動要支援者の避難支援システムの構築、高齢化の進展により高齢者世帯が増加し、災害時に支援を必要とする高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が増加している。避難行動要支援者は、災害時において迅速な避難が困難であり、避難を支援する人々が不可欠となっている。よって、避難行動要支援者避難支援計画を整備し、災害時における避難行動要支援者の安全確保を図ると規定されています。

高齢者や障がいのある方など避難に時間を要する方については、警戒レベル3「高齢者等避難」が出た段階で避難するよう呼びかけています。それですが、避難に支援が必要な方は、避難してくださいと言われても、一人では避難所まで行けないという方が多

いわけです。先ほども宇佐美議員の質問にもありました。

避難行動支援者名簿登録や支援を要する方の個別の支援計画の作成については、先ほど答弁がありました。

そこで、避難行動要支援者の名簿登録者更新、または支援計画策定はされているということですが、どういう期間で進められているのですか、お聞きします。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 避難行動要支援者名簿の更新につきましては、福祉部局と連携の上、新たな対象者の洗い出し等を行い、年に一度更新作業を行っているところでございます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 実際、いつ起こるか分からない本当にこういうふうな災害に対して、迅速に対処するためには、今言われた1年ごとでは遅過ぎるというふうに思います。

先ほど宇佐美議員の答弁にあったところですが、2月現在、情報提供同意者が127名、そのうち避難計画の作成ができているのが21名、これはあまりにも少な過ぎると思います。

こういうまだできていない登録者への個別支援計画の策定を一日を早く進めるためには、年一度ではなくて、時間の短縮をする必要があると思いますが、その辺のことも含めて、しっかりと求めておきます。

次に、避難場所についてです。

大きな災害が起きたとき、避難場所等へ避難されるわけですが、町内の一時避難場所、これは各地区の公民館になっていますが、これについては、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域に指定されているところが多くあります。

災害の種類によっては、一時避難場所であっても、より安全な場所を設定する必要があると考えますが、町の考えをお聞きします。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 一時避難場所は、災害時に身を守るために、住民の皆様が一時的に避難いただく場所であり、各地域に必要であることから、公民館を指定をしております。

場所によっては、いわゆるハザードの指定があるエリアに立地していることも、山林に囲まれた本町の地理的状況を踏まえますと、致し方ない部分があるかとも思います。

あくまで一時避難場所は避難者が一時的に集合する場所でございます。災害により危

険が生じている一時避難場所については、避難者が滞在することなく、体育館、グラウンド等の指定緊急避難場所へ避難いただくよう、自主防災会と連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 現在、新型コロナウイルス感染症が拡大するもとの避難というのは、避難所での密閉、密集、密接の3密を避ける必要があります。そういう条件のもとで、現在の避難所、避難場所では足りなくなることも考えられると思います。

以前も質問しましたが、避難所、避難場所を増やす必要があると思いますが、今現在はJA宇治田原支店を協定を結んでいるというようなことになってはいますが、他の民間施設の協力や協定の進捗状況、これはどうなっているのでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 災害時における避難所等施設利用に関する協定書を平成27年11月に京都やましる農業協同組合と締結し、JA宇治田原町支店の2階や駐車場について、避難所の指定を行いました。

議員ご指摘のとおり、近年のコロナ禍や大規模自然災害への備えといったことを考えますと、新たに避難所として活用できる施設を検討していくことの必要性は認識しており、昨年6月には工業団地内の企業1社と協議がまとまり、当該企業が所有される工場内の空地や会議室、休憩室、駐車場を有事の際に避難スペースとして利用させていただく内容の協定を締結したところでございます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 私も町のホームページを見させてもらって、避難場所のところを見たんですけども、そういうふうなことをまだ書かれてないということで、まだそこまで反映されていないのかなと思いますが、今後とも町内の活用できる民間施設、しっかりと調査していただいて、災害時の利用提供できるように準備しておくことが必要だと思いますし、そのことを申し添えて、次の質問に移ります。

次に、今後の地域公共交通についてです。

今後の地域公共交通については、2月18日と21日にさざんかホールで、20日には湯屋谷区、奥山田区のところで説明も行われ、これまでも両地区については何回かにわたって説明会が行われたということです。

町内の公共交通は、路線バス、町営バス、コミュニティバス、タクシー等で賄われています。このたび、町営バス、コミュニティバスの有料化と路線変更、時間変更、そし

てデマンドタクシーの新設などを行うという説明がされています。

その中での質疑応答でも出ていましたが、有料化についての問題があります。割引なども検討をするということですが、もともと町営バスは町内の交通難民の方を援助するというので、高齢者や障がいを持っている人たちなどを対象にした福祉バスとして運行してきました。それを町民の強い要望で2017年8月に町営バスとして誰でも乗れる形態へと変え、大変喜ばれました。

今回、無償であったものを有料にするということと、今、町営バスが運行している地域の町民の中に抵抗感があると思いますが、そこはどう考えていますか。

○議長（谷口 整） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 先ほど榎木議員のご質問に対する町長答弁にありましたように、このまちの公共交通を持続可能な移動手段としていくため、本町の地域公共交通は今、大きな変革期にあることをまずご理解いただきたいと思います。

もちろんこれまで無償であったものを有償化することから、説明会では、乗車料金や高齢者への優遇策などに多くのご意見を頂戴いたしました。しかしながら、他方では、利用者負担は当然との声や、今まで無料であったものに気が引けていたなどというご意見も頂戴しているところでございます。

地域公共交通は、本町住民にとって必要不可欠なものであり、持続可能な社会を築くことは我々の使命であります。利用者から一部ご負担をいただくことは、現在、公共交通を利用されている方のみならず、次世代のためのものでもあります。

今後も、その時々に応じた最適な公共交通を目指し、ひいては町内外をつなぐ民間バス路線の維持に寄与するよう、様々な手法を検討し、利用促進につなげてまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 地域公共交通が住民にとって必要不可欠なものというのは共有しているところです。

先月までのコミュニティバスのように地域で運行されている交通や、町営バスのように町が運行しているものもある中で、いまだに交通空白地といわれる地域も存在しています。今回の新しい地域公共交通は、予約型乗合タクシーの導入、これによって全地域の住民が利用できるように考えられているという点については評価はしたいと思います。

しかし、有償化によって、これまで無料で利用されていた方にとっては、かなり負担が大きいことも事実です。先日の説明会でも言われていたように、先ほどの榎木議員の



答弁にもありましたけれども、定期券や回数券、それに1日乗車券等、利用者の負担が軽減されて、なおかつ利便性の向上に役立つ制度をつくるように、このところは本当に希望しています。

10月1日からの運行開始までにはもう少し時間があるので、利用者の方には、説明を見ていたら、4月から各地域で説明会を開催するというようなことも書かれてありました。しっかりと納得を得られるような説明の対応を求めまして、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（谷口 整） これにて山本精議員の一般質問を終わります。

続きまして、森山高広議員の一般質問を許します。森山議員。

○8番（森山高広） それでは、通告に従いまして、本日最後に森山高広が一般質問を行います。

今回は2件で、まず初めに人件費について。

国債決裁銀行（B I S）が2月17日に発表した1月の日本円の実質実効為替レートは67.55と、1972年以来の低水準となっており、円の実力は95年の150台が最高で、現在はその半分以下となっています。ただし、50年前は未来への希望に満ちていましたが、現在はそうではありません。

また、OECD（経済協力開発機構）の調査によると、2019年における日本人の平均賃金、すなわち年収は3万8,617ドルでしたが、アメリカは6万5,836ドル、ドイツは5万3,638ドルと大きな差をつけられており、韓国も4万2,285ドルと、既に日本を追い抜いております。

このようになった原因として、人的資源関係でいえば、大人が勉強しないので人材の競争力が落ちたこと、研修などによる人材の投資が足りないこと、人件費を削減し続けてきたことなどが挙げられています。

大人の勉強や研修などについては、以前の一般質問で述べていますので、今回は人件費について述べます。

日本の場合、20年以上の間、円安や人件費削減による勝負をしてきたこともあり、賃金はほぼ横ばいか減少しています。ただ、それは日本円で考えた場合です。先ほど述べたとおり、日本円の実力はどんどん落ちていきますので、グローバルで考えた場合、どうしようもなく落ちていることとなります。

その実力低下の影響は、買い負けで輸入ができなくなったり、輸入品の価格が上昇したり、外国人観光客のほうが裕福であることなどで感じ始めている方も増えていると思

います。

物価、社会保障費、税金が上がる中、もう人件費の削減は限界に達しており、人材のレベルを上げつつ、無理なサービスは廃止または削減して、無理をしてでも人件費を上げていくしかないと思います。

日本中で人件費の据置きや下げていくだけでは衰退しか待っておらず、外国人労働者も日本を選ぶ理由がなくなり、どうしようもない将来しか残っていないと思いますが、どうでしょうか。

本町の役場でも、特別職の報酬や管理職の手当などの人件費が削減されるなど、日本全体と同じ傾向です。同様に、グローバルで見れば、どうしようもなく下がっているということです。

例えば、本町の管理職は、リーダーシップや統計学を学んだりして人材に投資し、無理なサービスを廃止して、管理職手当から上げていく必要があると思いますが、どうでしょうか。

逆に下げたりすると、みんなが頑張っで賃金を上げていかなければならないのに、住民の方がこれからも人件費を下げるのが正しいという間違っだサインを送る行為で、負の連鎖だと思っますが、いかがでしょうか。

いいかげん負の連鎖を断ち切り、働いている世代を大事にしませんか。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

議員もご承知のとおり、政府においては、経済界に賃金の賃上げを要求するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大による人手不足を打開するため、看護師や介護職等の一部の職についても、賃上げに向けた働きかけを関係機関等に行っているところでございます。

このような中、本町の一般職の給与につきましては、企業規模50人以上の民間企業の給与を調査し、公務員と民間との給与水準との差を是正する国の人事院勧告に基づく国家公務員の給与に準拠しており、このことで民間等との適切な給与水準が保たれていると考えているところでございます。

一方、特別職の報酬につきましては、本町の特別職報酬等審議会で一般職員の給与との均衡、近隣市町における特別職の報酬等の状況を総合的に勘案し、適正な水準を判断いただいております。

現行の報酬につきましては、去る2月7日に開催した審議会において、減額前の特別

職の報酬については、いずれも現行額で据え置くことが妥当であるとの答申をいただいたところでございます。

こうした背景のもと、昨年12月に議会でお示ししました財政シミュレーションでは、本町の財政状況は非常に厳しい状況が続くと予想され、この難局を乗り越えるためには、今後も大胆な聖域なき財政改革を断行する必要がある、場合によっては、住民の皆様になんか新たな負担を強いることになりかねないと認識しているところでございます。

今回ご提案申し上げている減額については、まずは行政として自らの身を切る覚悟を住民の皆様にお示しするとともに、将来的に持続可能な財政基盤を構築するための一助とするために行うものであり、決して人件費を下げるのが正しいというメッセージを住民の皆様へ送るための行為ではございませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） 例えば、特別職報酬等審議会では、近隣都市における特別職の報酬等の状況を総合的に勘案しているとのことですが、この視点では、私が述べている日本人の実質の平均給与がどうしようもなく下がっているということには対応できません。また、現行額で据置きは、実質毎年数%の引下げと同程度ということをお聞きしたい。

本町の財政状況は厳しい状況が続くことは十分承知していますし、聖域なき財政改革は絶対に必要だと思います。自らの身を切る覚悟という気持ちは分かりますが、それこそが間違ったメッセージの象徴ではないでしょうか。

20年間近く日本では、自らの身を切る覚悟のごとく、給料を据置きまたは削減しつつ、サービスを増やしてきました。結果はご覧のとおりだと思います。もう限界に来ており、発想の転換の時期なのではないでしょうか。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

日本人の実質の平均給与につきましては、本町職員の給与としての問題に限らず、民間企業を含めた日本社会全体の問題であると考えているところでございます。

議員ご提案のとおり、発想の転換という視点も重要なこととは存じますが、住民の皆さん、すなわち国民の血税を基に行政サービスを行う地方自治体の本旨からすれば、一地方自治体のみで判断できるものではなく、特に非常に厳しい期間が続くと予想される

本町の財政状況からすると、今回の対応が間違っているとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） それでは、2問目に行きたいと思います。

2問目、出版物の横書きへの移行とウェブ対策について。

I Tの普及は続いています、まだまだ過渡期と言える状態で、これからもますますデジタル化は進むと思われれます。

ウェブ上の文章は、その特性上、日本だけでなく世界中で横書きとなっています。一方、日本において出版物は縦書きが主で、横書きも混在している状態です。出版物はなくなるとは思いませんが、割合は確実に大幅に減ると思われれます。

さて、本町はどうでしょうか。本町のウェブは、少なくともh t m lの部分は全て横書きです。出版物ですが、例えば『町民の窓』は縦書きが主で、横書きも混在しています。『町民の窓』は、出版物としては読みやすいし、いい出来だとは思いますが。しかしながら、ウェブ版はP D Fとしてそのままホームページに掲載されており、改良の必要があります。

課題1、縦書きとウェブの相性は非常に悪いので、特に小さいスクリーンでは非常に読みにくく、また初めからウェブ版を考慮に入れた設計にはなっていないので、紙面がスクリーン上では読みにくいこと、つまり見る側の気持ちを考えたページコンテンツにはなっていないこと。

課題2、P D Fファイルの場合、特性上、グーグルで検索されにくく、されても上位には表示されないことの2つがあります。

そこで、これらの問題を解決するには、対策1、ウェブ版のことも初めから考慮に入れて、全て出版物の紙面を横書きに統一する。また、ウェブでも読みやすいように、できるだけ縦長の紙面にする。

対策2、ウェブのS E O対策には、P D Fではなく、通常のh t m lのページで作成するのがベストです。紙面の縦書きの部分をウェブで横書きにする際、互換性の問題があるので、簡単にコピー・アンド・ペーストをしてウェブページが作成できるように、紙面では横書きのみのレイアウトデザインを初めから考える。P D F版を掲載するにも、目次などの抜粋はh t m lページなどに記載するなどS E O対策をするがあります。

『町民の窓』に限らず、全ての出版物において、この2つのどちらか、できるほうからやってみてはどうでしょうか。

I T普及への過渡期の現在、初めからウェブ版のことを考慮に入れてデザインしたほうが、無駄を省けて、移行もスムーズになると考えますが、どうでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） I T普及が著しい中、自治体においてもD Xの取組が推進され、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させることにつなげていくことが求められ、今後ますますデジタル化が進んでいくと考えられることから、時代に適応した変化が必要となっております。

本町においても、ホームページなどウェブを活用した情報発信や提供が多くなり、その必要性を認識しているところです。

しかしながら、今はデジタル化の過渡期にあり、新聞や出版物等はまだまだ縦書きが主流です。紙面や発行する印刷物でも、内容により縦書きになじむものも多くあると思っております。

現段階では、紙面をウェブに対応させるのではなく、紙面の情報をウェブでも取得しやすくなるような工夫を検討していきながら、引き続き町の情報発信の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） ある程度の規模の新聞社や出版社では、紙面とウェブ版を作り分けるだけの人材はいますが、残念ながら本町ではそうではありません。

現在、紙面を重視して、縦書きと横書きの両方を使っていますが、過渡期においては、紙面とウェブ版の両方に力を入れなくてはならなくなるという時期を迎えると予想されます。その時期に備え、現状の課題や対策を教えてください。ちなみに、私はどちらかしか無理だと思っています。

また、確認ですが、P D Fの問題について、どのように対策をする予定でしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 議員ご指摘のとおり、今後はウェブが主流になると予想されるものの、過渡期において、本町では紙面とウェブ版の両方に力を入れることは、人材、体制、費用面等から厳しいものがあると予想されます。

また、検索が難しいとされるP D F問題についても、大きな課題であり、今後の対策が重要と認識しております。

今後の技術革新等にも注目しながら、時代とともに変わる住民ニーズを敏感に捉えられるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

ます。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） これにて一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて森山高広議員の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

次回は明日、3月9日午前10時から会議を再開しますので、ご参集いただきますようお願いをいたします。

散 会 午後1時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 原 田 周 一

署 名 議 員 馬 場 哉